

第 22 回
沖 縄 振 興 審 議 会
議 事 録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

第22回沖縄振興審議会 議 事 次 第

日 時 平成25年 1 月24日（木） 10:00～11 : 13

場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・ 改正沖縄振興特別措置法に係る事務の施行状況について
- ・ 国際物流拠点産業集積地域の指定について

3. 閉 会

沖縄振興審議会配布資料

- 資料 1 沖縄振興審議会委員名簿
- 資料 2 沖縄振興特別措置法等（抜粋）
- 資料 3－1 前回審議会以降の改正沖縄振興特別措置法に係る事務の
 施行状況について（事務局説明資料）
- 資料 3－2 改正沖縄振興特別措置法に係る事務の施行状況について
 （県説明資料）
- 資料 4 国際物流拠点産業集積地域の指定について（概要）
- 資料 5 国際物流拠点産業集積地域の指定について（県申請）
- 資料 6 国際物流拠点産業集積地域の指定について（諮問）

（当日席上配布）

- ・ 国際物流拠点産業集積地域の指定について（答申案）

—沖縄振興審議会委員名簿—

- | | | |
|---|------------------------|------------|
| 1 | 沖縄県知事 | 仲井眞 弘 多 |
| 2 | 沖縄県議会議長 | 喜 納 昌 春 |
| 3 | 沖縄の市町村長を代表する者（2名） | |
| | 那覇市長（市長会会長） | 翁 長 雄 志 |
| | 南風原町長（町村会会長） | 城 間 俊 安 |
| 4 | 沖縄の市町村の議会の議長を代表する者（2名） | |
| | 那覇市議会議長（市議会議長会会長） | 永 山 盛 廣 |
| | 南風原町議会議長（町村議会議長会会長） | 中 村 勝 |
| 5 | 学識経験のある者（14名以内） | |
| | 東京大学大学院経済学研究科教授 | 伊 藤 元 重 |
| | 琉球大学名誉教授 | 嘉 数 啓 |
| | 沖縄県中小企業家同友会代表理事 | 糸 数 久美子 |
| | 異文化コミュニケーター | マリ クリスティーン |
| | 関西学院大学教授 | 小 西 砂千夫 |
| | 特定非営利活動法人アクアプラネット理事長 | 田 中 律 子 |
| | 株式会社紡代表取締役 | 玉 沖 仁 美 |
| | 協和発酵キリン株式会社社友 | 手 柴 貞 夫 |
| | 沖縄電力株式会社代表取締役会長 | 當 眞 嗣 吉 |
| | 元沖縄県農業協同組合女性部会長 | 名 城 秀 子 |
| | 株式会社カルティベート代表取締役 | 開 梨 香 |
| | シンクタンク・ソフィアバンク副代表 | 藤 沢 久 美 |
| | 琉球大学教授 | 藤 田 陽 子 |
| | 東京電機大学教授 | 安 田 浩 |

— 出席者 —

○審議会委員

喜納昌春委員、翁長雄志委員、城間俊安委員、永山盛廣委員、中村勝委員、伊藤元重会長、嘉数啓委員、糸数久美子委員、小西砂千夫委員、玉沖仁美委員、手柴貞夫委員、當眞嗣吉委員、開梨香委員、藤沢久美委員

○内閣府

山本沖繩担当大臣、島尻大臣政務官、清水内閣府審議官、井上政策統括官（沖繩政策担当）、藤本官房審議官、馬場参事官（企画担当）、植田参事官（産業振興担当）、槌谷沖繩総合事務局局長

○沖縄県

上原副知事、謝花企画部長

○馬場企画担当参事官 ただいまから、「第22回沖縄振興審議会」を開催いたします。皆様には、お忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。

なお、会議の公開につきましては沖縄振興審議会運営規則によりまして、原則公開することになっておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、伊藤会長、よろしくお願いたします。

○伊藤会長 委員の皆様には、お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、昨年5月に開催しました前回審議会以降の改正沖縄振興特別措置法に係る法施行事務の実施状況について、事務局と県より御報告をいただきます。

それから、国際物流拠点産業集積地域の指定につきまして御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は先日、新たに就任されました山本大臣と島尻大臣政務官がお見えになっていらっしゃいますので、大臣及び政務官より御挨拶を賜りたく存じます。よろしくお願いたします。

○山本大臣 昨年発足いたしました安倍内閣におきまして、沖縄担当大臣を拝命いたしました山本一太でございます。

今日は、皆さん大変御多忙のところ審議会に御出席いただきまして御礼を申し上げたいと思います。

先般、初めて沖縄担当大臣として沖縄に足を運ばせていただいて、実は昨日も行って参りました。何度か沖縄に足を運ばせていただく中で、私の担当は沖縄振興が主なんですけれども、もちろん政府として沖縄振興に力を入れる理由は皆さん御存じのとおり、過去のさまざまな経緯、歴史的な経緯もございますし、さらにはアメリカの基地が沖縄に集中しているという社会的な要因もあります。

しかしながら、私は2回沖縄に足を運ばせていただいて、沖縄を理解したなどという僭越なことは申し上げませんが、やはり沖縄の持つ大きな可能性というものを感しました。アジアにおける沖縄の地理的な優位性、那覇からぐっと円を描くと、この1,500キロ圏内に東京も北京もソウルも香港も上海も全部入るということで、IT産業も頑張っていますし、失業率等の問題はありますけれども、実は全国平均で出生率も、それからGDPの伸びも全国平均を上回っています。

今までの振興の観点は、歴史とか社会的要因ということが強調されたんですけども、私は大臣として少し先の未来を見て、やはり沖縄が日本経済のフロントランナーになる。すなわち、沖縄振興することが日本経済活性化につながるというようなサイクルに今までよりももっとスポットを当てていきたい。そんなふう感じております。

今日御審議をいただく物流は、特に沖縄の地理的な条件を考えたらこれから伸びていくところだと思いますので、是非ともいろいろと御議論を賜ればと思います。

大変ラッキーなことに、沖縄選出の沖縄をよく知っている島尻政務官にいつもいろいろと助けていただいておりますが、是非こうした審議を通じまして皆さんと力を合わせて沖縄振興、最も効果的なやり方で沖縄の姿をしっかりとつくっていく作業をやらせていただきたいと思っております。

皆さんの議論も30分か40分くらいは聞いていきたいと思っておりますが、とにかく所掌事務が多過ぎてしまって、沖縄・北方対策、科学技術政策、IT政策、宇宙政策、知的財産権、海洋政策、さらに領土問題、遺棄化学兵器、原子力委員会まで私ということで、また次々と会議があったりするので、副知事の御挨拶だけ聞いて今日はこのまま失礼をさせていただきますけれども、ぜひまたどこかで時間のあるときは少し長く議論に参加をさせていただければと思っております。そういうことで、引き続きよろしく願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、一言、御挨拶にかえたいと思っております。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、島尻政務官をお願いします。

○島尻政務官 おはようございます。このたび、内閣府大臣政務官を拝命いたしました参議院議員の島尻安伊子でございます。

今、山本大臣からも御挨拶がございましたように、我が沖縄県は本当にいろいろな可能性を秘めているというふうに、改めてこれを確信しているところでございます。今日は皆様方にぜひ闊達な御議論、御審議をいただき、沖縄をさらにパワーアップさせるために、また皆様方とともに私も頑張っていきたいと思っております。

エンジン全開でいかせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

本日は、委員である仲井眞沖縄県知事が御欠席されており、かわりに上原沖縄県副知事が御出席されておりますので、副知事より御挨拶をお願いいたします。

○上原副知事 おはようございます。議長、どうもありがとうございます。

伊藤会長を始め、沖縄振興審議会の委員の皆様には沖縄振興、それから沖縄県政発展のため、御理解、御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

昨年、復帰して40周年でしたけれども、新たな制度あるいは予算等が改正・拡充されました。本当にいい形で昨年はでき上がったものと思っております。これからこの制度、仕組みを十分に活用させていただいて、沖縄の未来を展望できるような政策、プロジェクト等をどしどし実施しながら、沖縄の発展のみならず日本あるいはアジアの発展にも寄与するような心意気でやっていきたいと思っております。

孔子は論語で、「吾、十有五にして学に志し、三十にして自ら立ち、四十にして惑わず」と言っておりますけれども、我々は惑うことなく日本も元気にするという決意で取り組んでまいりたいと思っておりますし、その目指す姿、この前、大臣がお見えになったときに口はばったいことを申し上げましたけれども、アジアのメディアセンター、メディアアイランドを目指したいと思っております。

御案内のとおり、メディアというのはミディアムの複数形でございますけれども、人が集まり、物が集まり、情報が集まるということと合わせて、ミディアムには培養という意味があります。実力をつける。力をつける。沖縄に来て必要な情報、アジアに進出する日本企業、あるいは日本に進出する海外の企業が沖縄に来ることによって最新の情報、優秀な人材、あるいは豊富な資金があるというような沖縄をつくることによって、これから沖縄はその持っている潜在的な可能性、ポテンシャルをどんどん顕在化させていきたいと思っております。

そういう意味では、今日御審議いただきます国際物流拠点産業集積地域の指定でございますけれども、大きなツールとして我々は大変不可欠な制度であると思っておりますので、ぜひ指定に向けて慎重な御審議をお願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、大臣は他の公務のためにここで退席されます。

(山本大臣退席)

○伊藤会長 それでは、ここで本審議会の委員の交代について御報告いたしたいと思っております。

資料1の「沖縄振興審議会委員名簿」をごらんいただきたいと思います。

2の「沖縄県議会議長」につきましては、高嶺善伸委員にかわりまして喜納昌春委員が御就任されました。

また、4の「沖縄の市町村の議会の議長を代表する者」のうち、町村議会議長会会長につきましては安和敏幸委員にかわり中村勝委員が御就任されました。

新たに御就任されました喜納委員、中村委員から一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、喜納委員からお願いします。

○喜納委員 皆さん、おはようございます。どうも伊藤会長、ありがとうございます。

今回から新しく委員になりました、議長の喜納と申します。復帰40年も過ぎまして、国の多岐にわたる沖縄振興の重要な審議に携わって立派な施策ができますように、またこの委員の責任を感じております。

今後とも、皆さんよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、中村委員お願いいたします。

○中村委員 おはようございます。ただいま御紹介いただきました、南風原町議会議長の中村でございます。

去る10月から町村議長会の会長を務めさせていただいております。この審議会では私は末席を汚すような形になりましたが、それでもできる限り皆さんの足手まといにならないような形で沖縄発展のために尽くしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事を始める前に配付資料につきまして事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。

○馬場企画担当参事官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が会議次第です。

資料1は、委員名簿です。

資料2が、関係法令です。

資料3-1が、「前回審議会以降の改正沖縄振興特別措置法に係る事務の施行状況について」という内閣府側の資料です。

資料3-2が、沖縄県からの資料です。

資料4が、「国際物流拠点産業集積地域の指定について」です。

資料5が、沖縄県知事からの申請です。

資料6が、内閣総理大臣及び経済産業大臣から審議会に対する諮問文です。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、昨年3月に改正されました沖縄振興特別措置法に基づきまして、前回の審議会以降に国及び県において実施されてきました法施行事務につきまして、事務局及び県から概要の御説明をお願いしたいと思います。

○馬場企画担当参事官 それでは、資料3-1をごらんください。こちらに基づきまして、御説明をさせていただきます。

「前回審議会以降の改正沖縄振興特別措置法に係る事務の施行状況について」ですが、平成24年5月10日に開催されました前回の第21回沖縄振興審議会におきまして、沖縄振興基本方針の案、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区について諮問をさせていただきました。いずれも適当であるとの答申をいただいております。

翌5月11日には沖縄振興基本方針を決定し、同日閣議におきまして報告をさせていただきます。

閣議の前には、総理を除く全閣僚並びに沖縄県知事により構成をされております沖縄政策協議会を総理にも御出席をいただき開催をし、基本方針の報告をさせていただきます。

5月24日には情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定をしております。

また、囲みの下の※印にございますように沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト事業にも活用できる沖縄の一括交付金がございますが、順次交付決定等がなされておまして、12月18日までに全額交付決定済みとなっております。

一方、沖縄県におきましては5月15日に沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定されています。この日は沖縄本土復帰40周年ということで、沖縄で記念式典が開催を

されましたが、その前に知事から総理に対して計画が手交されております。

7月31日には観光地形成促進計画が、9月13日には沖縄21世紀ビジョン実施計画が策定されております。

これらの計画の内容及びいわゆる一括交付金の活用状況等につきましては、次の資料で沖縄県から説明をお願いいたします。

○謝花沖縄県企画部長 おはようございます。沖縄県企画部長の謝花でございます。

伊藤会長を始め、委員の皆様には沖縄の振興につきまして特段の御支援、御協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

では、私のほうから前回審議会以降、現在まで沖縄県が行ってまいりました改正沖縄振興特別措置法に係ります事務の施行状況について御説明をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、座って説明をさせていただきたいと思っております。

資料3-2、A4の横の資料をお開きいただきたいと思います。

2ページをお開きください。昨年4月1日に、改正沖縄振興特別措置法が施行されました。今回の法改正によりまして、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行されるとともに、自由度の高い一括交付金制度が創設されるなど、沖縄県の主体性が、より尊重される内容となっております。先ほど内閣府の参事官から御説明がありましたとおり、5月10日には第21回沖縄振興審議会におきまして「沖縄振興基本方針」等について御審議をいただき、11日に内閣総理大臣が「沖縄振興基本方針」を決定しております。

本土復帰40周年の記念すべき日、5月15日に総理大臣が定めた基本方針に基づき、仲井眞知事から沖縄振興計画として位置づけられる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を決定し、同日内閣総理大臣に提出をさせていただいたところであります。

同月24日には同計画に対し、変更を求めない旨、総理大臣から沖縄県知事に対して通知がございました。

9月には、沖縄県は「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げた各施策の具体的な取り組みや、取り組みにより得られる効果をあらわし、成果指標などを明示した「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定しております。皆様のお手元にも、その資料が配付されているところでございます。後ほどごらんいただければと思っております。

現在、沖縄県は同基本計画及び実施計画に基づき、沖縄県の自立的持続的な発展につながるさまざまな取り組みを推進してきているところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。「沖縄振興計画の概要」について御説明をいたします。本計画は、沖縄21世紀ビジョンで県民が描く将来像の実現を目指し、県が主体的に策定した計画であり、期間は平成24年度から平成33年度までの10年間となっております。また、自立、交流、貢献を指針とし、我が国の発展に寄与する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化など、よき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組み、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く5つの将来像の実現と、基地問題の解決など4つの固有課題を克服することを目標としております。

この計画の特徴は、下の欄の「施策展開の基軸等」に記載されておりますように、豊かな自然環境のもと、医療や福祉、保健が充実し、子供から高齢者まで安全で安心して生活できる沖縄らしい優しい社会の構築と、沖縄はもとより日本全体のアジアの活力を取り入れる橋頭堡となることなどを目指す、強くしなやかな自立型経済の構築を施策展開の基軸として明示した点にあります。

4 ページは、「沖縄振興計画における基本施策」を記載しております。本計画では、沖縄21世紀ビジョンで示した5つの将来像の実現に向け、将来像ごとに沖縄県などの取り組みを整理・体系化し、36の基本施策を示してございます。沖縄県はこれらの基本施策に基づき、さまざまな事業を展開しているところであります。

以上が、沖縄振興計画についての概要でございます。

次に、「地域指定について」を御説明いたします。6 ページをお開きいただきたいと思っております。沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度は全部で6つの制度がありますが、観光地形成促進地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域の3つの制度が、旧制度を発展的に拡充して新たに創設されたほか、そのほかの3つの制度、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区につきましても対象地域や対象業種などが拡充され、継続されております。

左側のピンク色の観光地形成促進地域及び産業高度化・事業革新促進地域の2つにつきましては、今回の法改正により沖縄県知事が定める各地域に関する個別計画により対象地域を指定する仕組みとなっております。これは、観光振興や地場産業の活性化に向けた取り組みにつきましては、その対象となる地域や具体的な措置内容を含め、沖縄県の有する知見や実情に沿った主体的な判断が、より大事だとの考えによるものでございます。

まず、産業高度化・事業革新促進地域につきましては、平成24年4月1日付で計画を策定の上、県内全域を対象地域として指定し、県内各地域に存在する沖縄特有の地域資源の活用による製造業などの地場産業の活性化を図ることとしております。

また、観光地形成促進地域につきましても、平成24年7月31日付で計画を策定し、県内全域をその対象地域として指定しております。国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地を形成するため、県内5つの県域、北部、中部、南部、宮古、八重山の一体性に配慮しつつ、自然環境や文化財、観光関連施設等の地域資源を生かした広域的な観光振興を図ることとしております。

そのほか、沖縄県知事の申請に基づいて主務大臣が対象地域を指定する制度といたしまして、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区、国際物流拠点産業集積地域及び金融業務特別地区がございまして、このうち、情報通信産業関連2制度については前回の本審議会におきまして御審議いただき、平成24年5月24日付で対象地域の拡充の上、指定をされたところでございます。

また、金融業務特別地区につきましては、改正沖振法附則により制度の延長措置がなされており、改正沖振法の施行と同時に対象地域の指定が継続されているところでござい

す。

残る国際物流拠点産業集積地域の地域指定につきましては、改正沖振法附則により従来の自由貿易地域及び特別自由貿易地域が対象地域として既にみなし指定されておりますが、今回新たに那覇空港及び那覇港周辺地域を対象地域として追加指定していただきたく、沖縄県より指定申請をさせていただいたところであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

以上が、「地域指定について」の概要でございます。

次に、一括交付金について御説明をいたします。

8 ページをお開きください。平成24年度沖縄振興特別推進交付金803億円のうち、県事業分が500億円、市町村事業分が303億円となっております。県事業分につきましては、5月以降4次にわたり、計203事業を事業計画に計上の上、国へ提出したところ、昨年12月18日の第4次交付決定により全額が措置されております。沖縄県としまして、現在早期かつ適正な事業実施に取り組んでいるところでございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。9 ページは、平成24年度の沖縄振興特別推進交付金の県分事業について、沖縄21世紀ビジョンの基本計画の2つの基軸、「沖縄らしい優しい社会の構築」と「強くしなやかな自立型経済の構築」、またはそれを支える人材の育成について、それらに対応する主な交付金事業を示しております。

表の左側をごらんいただきたいと思います。「沖縄らしい優しい社会の構築」は、先ほど御説明いたしましたように沖縄21世紀ビジョン基本計画で新たに位置づけられた基軸的な考えであり、離島の振興や福祉、医療、文化、環境などの分野をあらわすものであります。

「離島振興」の分野では、離島住民の定住条件の整備を図るため、離島航路事業者への船舶建造費や購入費の支援、離島住民等の交通コストに係る支援、離島高校生の寄宿舎等を本島へ設置するための調査などを行うこととしております。

「子育て・福祉・医療」の分野では、子育て、保健、医療、福祉の提供体制の整備等を図るため、待機児童解消のための施設改善等への支援、民間アパート等を活用した母子家庭の支援などを行うこととしております。

「文化・交流・平和」の分野では、文化資源を戦略的に産業化に結びつけるため、沖縄の文化などを活用したコンテンツ制作事業者への支援、空手道会館の建設に向けた基本計画等の策定などを行うこととしております。

「自然環境・風景」の分野では、沖縄の豊かな自然環境と経済活動が両立した社会への転換を図るため、赤土流出防止対策のための農業環境コーディネーターの育成などを行うこととしております。

表の右側をごらんいただきたいと思います。地域経済が自立的に発展するためには、輸出型産業が堅実に育つこと、または域内産業が活性化し、両者が連携を補完する強くしなやかな経済構造を創出することが重要であります。そのため、競争力を有する社会基盤の

整備を進めるとともに、リーディング産業である観光リゾート産業の振興や情報通信産業のさらなる発展を図ることとしております。

さらに、新たなリーディング産業を創出するため、国際物流拠点施設を整備し、臨空・臨港型産業を重点的に育成するとともに、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターの形成を図っていくこととしております。

そのほか、農林水産業、ものづくり産業など、地域を支える地場産業の振興を図ることとしております。

表の下側をごらんいただきたいと思います。「沖縄の発展を担う人材の育成」の分野では、将来の沖縄の発展を支える人材を育成するとともに、地理的要因等に左右されない公平な教育環境の整備を図ることを目的に、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材育成、複式学級を保有する小学校への学習支援の配置などを行うこととしております。

以上が、平成24年度の県事業の概要であります。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、市町村分事業につきましての御説明であります。市町村分事業につきましては、昨年12月17日に国へ事業計画を提出し、同月18日に内閣府より市町村はこの全額、303億円について交付決定を受けたところであります。また、同日付で県から各市町村へ交付決定の通知をしております。市町村からの要望のありました1,273事業が執行可能となっております。

11ページの表の左側をごらんいただきたいと思います。まず、「沖縄らしい優しい社会の構築」に向けた事業として、「離島振興」分野では条件不利性を克服し、定住促進を図るための妊婦健診の運賃・宿泊費等の支援、人工透析施設の整備などの事業が充てられております。

「文化振興・国際交流」支援につきましては、伝統芸能文化の継承活動の支援や、中学生や青年の海外派遣などの事業がございます。

「環境保全・防災」関連では、太陽光や小水力発電施設の整備、防災無線施設の整備、津波避難タワーやビルの整備、海拔表示板の設置などが充てられております。

そのほか、福岡戸籍等の劣化対策のための電子化や戦争遺跡の保全などを行うこととしております。

表の右側をごらんいただきたいと思います。「強くしなやかな自立型経済の構築」に向けた事業として、「観光産業の振興」の分野については「観光地周辺施設整備」「観光地の美化」「観光プロモーション等」、「農林水産業の振興」の分野につきましては花卉出荷用の選別機導入、野菜用パイプハウスの導入支援、水産振興センターの整備、子牛生産体制強化のための繁殖雌牛の更新促進、「地場産業の活性化、企業立地の促進、その他」の分野については、特産品開発の支援、販路拡大の支援、超高速通信基盤の整備促進などを行うこととしております。

下の「沖縄の発展を担う人材の育成」に向けた事業として、学習支援員等の配置や学校

施設の整備・補修、学校支援ICT機器の導入、児童生徒の交流促進などを行うこととしております。

このように、市町村の一括交付金につきましては県も含めてでございますけれども、これまでの補助制度の枠組みでは十分に対応できなかった施策へ幅広く充てられております。県としましては、市町村事業については特に沖縄県が市町村と連携・協力を行い、事業の適正化とその効果的な執行に努めているところでございます。

今後は交付金事業の事後評価の実施に向けて、今年度中に成果目標を設定し、評価結果を公表できるよう、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えています。

このように、事後評価をしっかりと行うことによりまして、今後の事業の企画立案改善につなげ、沖縄振興に資する、より効果的な事業の実施へと結びつけてまいりたいと考えております。

以上が、一括交付金についての概要でございます。

沖縄県としましては、ただいま説明いたしました地域指定制度や一括交付金制度を活用しながら、沖縄21世紀ビジョンで県民が描いた将来像の実現を図りたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上で、沖縄振興特別措置法に係ります事務の施行状況についての説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

これまでの説明につきまして各委員から御質問等があるかと思いますが、次の議事に関する事務局からの説明の後にまとめて質疑の時間を設けさせていただきたいと思っておりますので、続きまして「国際物流拠点産業集積地域の指定について」の議事に入らせていただきます。

国際物流拠点産業集積地域につきましては、改正前の沖縄振興特別措置法における自由貿易地域及び特別自由貿易地域を拡充する形で、法改正により新たに設けられた制度でございます。

本地域におきましては、沖縄県知事の申請に基づき、国があらかじめ沖縄振興審議会の意見を聴いた上で指定することとされました。

それでは、事務局より地域指定の申請の内容につきまして説明をお願いしたいと思います。

○植田産業振興担当参事官 産業振興担当の参事官をしております植田でございます。

「国際物流拠点産業集積地域の指定について」の御説明をさせていただきます。資料4をお願いいたします。

資料4の1. のところでございますが、国際物流拠点産業集積地域の制度の概要を記載しております。昨年4月施行されました改正沖縄振興特別措置法におきましては、従来ございました自由貿易地域、そして特別自由貿易地域、これを統合拡充した形で「国際物流拠点産業集積地域」を創設したところでございます。これは、沖縄の国際物流拠点を活用

するものづくり企業ですとか、物流企業を集積して沖縄の産業、貿易の振興を図っていくという制度でございます。

その次の括弧書きのところに主な措置内容、そして法改正による拡充内容の例を記載させていただきます。

まず、所得控除制度でございますが、従来は控除率が35%でございましたけれども、これを40%に引き上げてございます。

また、「所得控除制度の認定要件の緩和」でございます。従来は「専ら地域内において事業を営む」という要件がございましたけれども、これを緩和いたしまして、一定要件を満たす場合には地域外にも事業所を有する法人も認定対象にしたということでございます。

また、次のポツのところでは対象の事業の追加を記載してございます。従来、製造業、梱包業、倉庫業といったものが対象でございましたが、これに加えて特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、こういったものを対象に追加したところでございます。

2. の「地域指定について」でございますけれども、沖縄振興特別措置法におきましては沖縄県知事からの申請に基づきまして、この審議会の意見を聞いた上で地域の指定を行うとされているところでございますけれども、本年1月9日に沖縄県知事から地域指定についての申請があったところでございまして、今回諮問をさせていただくということでございます。

この表のところでございますけれども、これまでの指定地域としては旧自由貿易地域、旧特別自由貿易地域がございました。これは、この表の下の方の*1のところを書いてありますけれども、従来、自由貿易地域、特別自由貿易地域として指定されていた地域は、改正沖振法の施行日に国際物流拠点産業集積地域として指定されたものとみなされております。

新たな指定地域としては那覇空港地区、那覇港地区と2つございますけれども、この場所については1枚めくっていただきますと地図と写真がございまして、この右下のところにあるうるま市の旧特別自由貿易地域、従来のものがございまして、また左上のところには那覇市の写真がございまして、この写真に赤い三角の線がありますが、これが旧自由貿易地域でございます。これら従来の地域に加えて今回黄色い線で囲ってあるところでございまして、那覇空港と那覇港を指定するというところでございます。

那覇空港のほうにつきましては、左のほうに地図といいますが、図がございまして、これは那覇空港の貨物ターミナルの一部をなしているものでございまして、この図の中にも書いてありますが、飛行機の駐機場の隣にあるという場所でございます。

また、右上のところには那覇港についての図がございまして、これも黄色い線で囲ったところが新たに指定をしようという場所でございますけれども、ここは国際コンテナターミナルの横に隣接をしているという地域でございます。

続きまして、資料の5でございます。資料5は、沖縄県からの申請の資料でございます。

1枚目の「1. 名称」がございまして、ここにも記載がございまして、那覇空港地区と那覇港地区の2つを指定するという申請内容でございます。

2枚目、3枚目でございますけれども、これはそれぞれ那覇空港地区、那覇港地区のエリアの詳細を示したものでございます。

次のページに、添付資料がございます。添付資料の1ページ目でございますけれども、法律上、地域の指定の申請をしようとする場合にはあらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないという規定がございます。この規定に対応した形で那覇市長から沖縄県知事に対する文書が提出されているというものでございます。

続きまして、2ページ、3ページは地域の図でありますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

4ページ、5ページ、6ページもこのエリアを示したものでございますが、説明は省略をさせていただきます。

続きまして7ページでございますけれども、この地域の実施計画というものでございます。

1. としては名称で、那覇空港地区、那覇港地区ということです。

また位置、面積ですが、それぞれ那覇空港については約2万平方メートル、那覇港地区については約8万5,000平方メートルという記載がございます。

また、2. 3. でございますけれども、土地、施設の管理運営についての記載がされているものでございます。

次のページの参考1でございますけれども、この指定に当たりましては法律上、指定の要件がございます。その要件と、その要件に対する説明が記載をされている資料でございます。

要件としましては左の列に(1)(2)(3)とございますけれども、(1)としましては関税法に規定する開港、税関空港で相当量の貨物を取り扱うものに隣接、近接する地域というものがございまして、これに対してはその右側に記載がございますが、那覇空港は関税法の税関空港とされているものでありますし、2. のところがございますけれども、那覇空港の貨物取扱量としましては全国3位であるという状況でございます。

また、(2)としまして土地の確保が容易である地域、また(3)としては産業の集積を図ることが沖縄の産業、貿易の振興に資するため必要とされる地域、こういうことがございまして、それぞれ那覇空港地区におきましては那覇空港貨物ターミナルの一部をなしているものでありまして、駐機場に隣接をしている。そして、貨物を飛行機に積み込むまでの時間が最小限に抑えられる。こういったメリットもあるということから、これを活用した産業の集積、そして雇用の創出が期待をされるということでございます。

続きまして、参考2でございます。これも、要件は先ほどのページと同様でございます。

(1)で、那覇港につきましては関税法の開港として位置づけられているものでありますし、また那覇港の貨物取扱量もここに記載のありますとおり、相当大きなものとなっているということでもあります。

(2)は、土地の確保が容易である。また、(3)としまして産業の集積を図ることが

沖縄の産業、貿易の振興に資するため必要とされる地域ということで、これに関しましては、那覇港地区につきましては那覇管理組合が所有管理する地域で十分に広いエリアとなっておりまして、また国際コンテナターミナルの直背後地に位置をされていて国際物流拠点産業の集積に適した立地にあるということでございます。

資料の説明としましては以上でございますけれども、こういったことから旧自由貿易地域、旧特別自由貿易地域に加えまして、新たに那覇空港地区、そして那覇港地区を追加するという申請が出されておりまして、申請どおり国際物流拠点産業集積地域の指定をお願いできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの事務の施行状況も含めて、これまでの御説明につきまして何か御質問はございますでしょうか。御発言いただければと思います。

では、小西委員どうぞ。

○小西委員 何もないようでしたらよろしくないという、それぐらいの趣旨でございますが、せっかくですので沖縄一括交付金は大変な期待を持ってスタートした制度ですので、ほぼ1年経過してみて、県及び県内市町村の方の実感として、特に使い勝手の面でどういう御印象かという点と、またはこの場の審議事項ではないのかもしれませんが、運用上もし改善する課題があるようにお感じでしたら、どうぞお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○謝花沖縄県企画部長 それでは、私のほうから沖縄県分についてお話をさせていただきます。

この一括交付金制度は、沖縄県が、沖縄振興特別措置法の改正に係る調整の中で強く国に対して求め、実現していただきました制度であります。これまでの高率補助制度も、道路、空港、港湾などの社会基盤の整備を力強く推進する上では大変効果的でしたが、沖縄21世紀ビジョンを取りまとめる過程におきまして、改めて県民の皆様の意見に耳を傾けましたところ、社会基盤の整備や経済振興策も重要ではありますが、県民がより強く望んでいるのは沖縄らしい優しい社会の構築であるということを実感いたしました。

そういったときに、これまでのいわゆる高率補助制度ではなかなか地域の実情に即したきめ細かな対応が困難であったものにつきましても、この一括交付金で課題解決に向けた取り組みを進めることができるということで、我々沖縄県としては大変ありがたく使わせていただいているところでございます。今後もこの一括交付金を活用して、しっかりと沖縄の振興を図ってまいりたいと考えております。

市町村分につきましては、市町村の代表がいらっしゃいますので、発言をお譲りしたいと思います。

○伊藤会長 市町村からいかがですか。

○翁長委員 市長会の会長をしております、那覇市長の翁長と申します。

もう1年以上前から一括交付金の話が出ておりました、去年までいろいろと市町村も議論を交わしてまいりました。当初は戸惑ってはいたのですが、この一括交付金の運用に当たって市町村がいろいろ意見を交換し、そして県を挟んで内閣府との意思の疎通、特に内閣府におかれましては大変な苦勞をされて一つ一つ精査をしながら、長期間にわたって1,200以上に及ぶ案件を処理していただいたという意味では、まずはその仕組みの中で県と市町村の連帯意識といいますか、沖縄県の将来に向けて一緒に頑張っていこうという機運と、それから内閣府を通じて国との大変大きな信頼関係が出てきたという感じがしております。

ただ、制度は初めてのことだったものですから、要綱の提示が4月の後半ごろになりまして、それからその要綱を理解しつつ、一件一件申請をするときになかなかその枠がグレーゾーンでわかりにくいところもありまして、去年の12月まで延びてきました。

しかし、その間の苦勞は今年度、25年度以降に大変大きな財産となっておりますので、今、御相談をしながら3月の定例会等々に予算を計上するときのために一生懸命頑張っていて、県のほうから説明がありましたとおり、かゆいところに手が届くような、その実感をやっておりますので、これから大きく様変わりしていくのではないかという意味では大変心から感謝を申し上げたいと思います。以上です。

○伊藤会長 ほかに御質問とか御意見とかございますでしょうか。

それでは、開委員をお願いします。

○開委員 今回の新しい沖振法が県民にとってありがたい内容が成立したこと、一括交付金が創設されたことによって、教育をはじめ、離島振興、観光振興におけるさまざまな課題の解決など、今までなかなか手がつけられなかった部分に取り組めるようになったということ、また、現場でお手伝いしている実感としていい形で進んできていることに、まずは感謝を申し上げます。

前回この会議の席で、東西1,000キロ、南北400キロに点在する離島の小さい島の状況というのは、東京、あるいは都市部の机上ではなかなかわからないことがあるので、そこをぜひとも考慮していただいて、国・県・各自治体との連携のお願いや運用における柔軟性を持ってほしいというお話を申し上げましたが、先ほど翁長委員からもお話がありましたように、内閣府、県、市町村との連携が進み、いろいろと御指導もいただいておりますが、交付金決定の時期や期間、それから事業の積算基準ですとか、終了後の検査など運用において、離島の特殊性がしっかりと考慮された形の弾力的な対応を、ぜひともお願いしたいと思います。

それから今、国際物流拠点についてのお話がありましたが、私はたまたま前々振計のころから現那覇空港ターミナルの計画、内装、それから自貿地域における企業の誘致や内装にかかわらせていただきました。そのときに現場で感じたのが、ビジョンや計画をつくる段階においてはとても素晴らしいものを作っている、それが現場に落とし込まれて

いくというか、工事の段階において、だんだんその精神や哲学が薄れていっている現実を感じます。

どのようにしてそれをつないでいくのか。それから、実際にハードが完成した後、そこに息を吹き込み、魂を入れるのはソフトであり、人ということを考えますと、運営において関係する機関や人々がどう連携をしていくのか。縦割りの弊害をどのように突破していくのが課題だと感じます。

例えば港湾計画ですが、軽微な変更でクルーズ船のバースの位置が変更され、道路も変更されました。軽微な変更ではまるで虫食い状態です。10年に1回の計画策定では、国際情勢の変化や、基地の返還の遅れや、観光の大きな流れの変化に対応できていない気がいたします。常に今の現状を見据え、上位計画とのつながりや将来像に至るプロセスをきちんと描きながら、計画を見直し、運用を考えた整備をしていくということが必要ではないかと思えます。

その辺が、今回の計画の指定地域に伴ってまた新しく描かれていくことを期待します。
○伊藤会長 どうもありがとうございました。ほかに御質問とか御意見はございますでしょうか。

では、當眞委員どうぞ。

○當眞委員 地域の指定に関して、希望を述べさせていただきたいと思えます。

資料4の別紙のほうに非常に集約した写真と図があるわけですが、那覇港と那覇空港、シーポートとエアポート、ここは写真では見えないのですが、実際にはうみそらトンネルという海底のトンネルがあって一体化されておりますので、港と空港を一体にした今後の展開を進めていただきたい。あるいは、我々地元側はそこを考えるべきだろうと思っております。

加えて、那覇のほうについては軍港のスペースですね。翁長市長も大変、今後に期待を持っていると思うんですが、そのエリアも活用した港、空港、軍港、跡地というふうな言い方にあえていたしましょうか。一体型の今後の開発展開を進めていただきたいと思えます。

それから、うるま市の旧特別自由貿易地域ですが、ここは埋め立て地で水路で一つの区画になっているわけですが、水路の手前側といいますか、そこは恐らくあつという間に住宅地になると思えますので、ここは一般のまちとのつながりがうまくマッチするような用途の割り振りを期待したいと思っております。

さらに、両地域についても物流という観点、主体が当然大事なことだとは思いますが、そこに職場として働いている皆さん、あるいは商談で出入りされる皆さんが気持ちよく長居をしたくなるような施設もあり、緑が豊かで空気がきれいで食事もとれるというふうな今後の展開もぜひ配慮していただきたい。

我々地元側もいろいろな機会がありますので、意見を出させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○伊藤会長 ほかに御質問とか御意見はございますか。

どうぞ、翁長委員。

○翁長委員 今、當眞委員のほうから国際物流拠点産業集積地域について那覇軍港との関係、あるいは那覇港湾との関係がございましたので、大変重い課題でありますけれども、今、実情等を御説明しながら、これからの一つの指針にさせていただければありがたいと思っております。

今回の指定は本当にありがたいことで、これからアジアのダイナミズムを沖縄が地理的なもの、気候的なもの、文化的なもの、そういったものでどういうふうを受け入れてアジアにつながっていくかというようなことで、大変私どもは評価もし、これをしっかりと活用していかなければならないと思っています。

今、物流拠点の状況はどうかといいますと、2年前に始めまして、当初扱える量が945トンだったんですが、2か年経って14万と、160倍に増えているわけです。それで、全日空さん等々に話を聞きますと、今の集積地域の指定は大変ありがたいけれども、このスピードからいうと2～3年で手一杯になるのではないかというような話がありました。

那覇市は福州市と姉妹都市を結んでいまして、私ども4年に1回は交流をするんですが、向こうはガントリークレーンが100基整備されるような港湾を2～3年でつくります。ですから、こういったようなこと等を含めてアジア等にいろいろと進出をしていくときに、今のような形でいきますとなかなか厳しいと思っています。

よく基地問題と絡むものですから重い課題だというふうに申し上げたのですが、普天間の移設とパッケージされていたものが外されたということで、嘉手納以南が返還が早くなるというようなことで大変期待をもって報道もされているわけですが、実際には那覇軍港の場合には那覇港湾が整備された後、新しく軍港ができたときに移設をされるという移設条件つきになっているものですから、今の計画では一番早くて25年後なんですね。そして、普通にいうと30年後にしか那覇軍港は返還をされない。

那覇軍港というのは60ヘクタールぐらいありますけれども、国有地が3割を占めています。そうしますと、この集積地域をどこにやるかということになりますと、今、集積をされましたところが長くて2～3年ということになりましたら、那覇軍港は遊休化もしているものですから今はほとんど活用されている形式はございません。

そういう意味からすると、早く返還をしてこういったところのロジスティックセンターとしてやっていけるようなものをつくらなければ、2～3年で停滞をしますとアジアとの闘いとか、そういう意味ではちょっとどころではなくて大変弱くなる。

ですから、今から動かないとこれは難しいなということをしごく実感しておりまして、港湾と空港との関係もございますけれども、特にまた基地が絡むものですからなかなか簡単ではないんですが、これを克服しないと2～3年で行き詰まってしまうところをぜひ御理解いただきながら、今回の成果を次にどうつなげるかということで、ひとつまた議論もしていただきたいと思っています。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。

どうぞ、藤沢委員。

○藤沢委員 ありがとうございます。

最初に大臣もおっしゃったように、沖縄というのがこれから日本の成長のフロントランナーにということは大変私も賛成するところなのですが、ひとつこれは会長にお願いなんですけれども、この一括交付金というのは日本全国の自治体から見てもフロントランナーとしてどのように使われるかということ、それがどのような効果があったかということは皆、知りたいところだと思います。

先ほど謝花さんの御説明では、これから成果目標、評価方法を用意して発表していくということでありましたけれども、それを含めて第三者の審査であるとか、そういったものの情報をぜひここで共有していただくと大変ありがたいと思います。やはり使ったお金がどういうふうに、さらにプラスになっていくのか。ホームページを拝見していると、どうもこの後も財政的にはずっと厳しい状況が続くそうなので、その中で少しでもお金を生むお金の使い方というのをこの場で共有していただくと、私のように県外で国税を払っている人間としていろいろな方にも御説明できるし、納得できるかと思っています。

○伊藤会長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上の質問等がないようでございますので、主務大臣からの諮問に対する当審議会としての答申について御相談を申し上げたいと思います。

今回の地域指定につきましては、当審議会としては主務大臣からの諮問について異議がないという答申をすることにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申文案を事務局から読み上げていただきたいと思います。

(答申案配付)

○植田産業振興担当参事官 よろしいでしょうか。読み上げさせていただきます。

(案)

内閣総理大臣 安倍 晋三 宛

経済産業大臣 茂木 敏充 宛

沖縄振興審議会

会長 伊藤 元重

国際物流拠点産業集積地域の指定について

平成25年1月24日付け府政沖第16号、20130121地第2号をもって当審議会に諮問のあった「国際物流拠点産業集積地域の指定」については、審議の結果適当であると認められるので、この旨答申する。

以上でございます。

○伊藤会長 ただいまの答申文案を当審議会の答申文とすることにつきまして、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、ただいまの案を当審議会の答申とし、主務大臣に提出いたしたいと思っております。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。最後に各委員より御質問や御意見などがございましたら、さらに自由に御発言いただければと思います。何かございますか。

○嘉数委員 嘉数です。国際物流について総合部会、専門委員会でも随分議論しましたが、今回地域指定の御承認をいただきまして、総合部会長としてお礼を申し上げたいと思っております。

先ほど植田参事官からのお話もありましたが、今回の特別措置で国際物流と貿易振興が一体化した制度になっており、従来と比べますとかなり使い勝手のある制度設計になっています。ただ、専門委員会のほうでも議論されましたが、この新しい制度を雇用、所得の創出につなげていく。成長戦略といってもいいと思うんですが、沖縄側の種々の戦略、革新的なアクションが要請されると思っております。

1つは、特にANAの物流基地、現在取扱量が15万トン弱までできておまして、これは多分3倍、4倍ぐらいの規模にまで持っていけないとペイしないと思うんですね。

それもさることながら、ANA貨物輸送実績のデータを見てみますと9割以上がトランジット、通貨貨物なんですね。それも悪くはないと思うんですが、少なくともこの何割かは沖縄発、メイドイン沖縄の貨物を積んでほしいと思っております。そうしないと、雇用も所得も期待しているほど生まれてこない。どういう形でメイドイン沖縄の貨物を安定的、しかも持続的に作り出して、せっかくできた国際物流に乗せてアジアに発信していくか。これは非常に重たい課題だと思っておりますので、ぜひ民間企業を中心に取り組んでいただきたいと思っております。

それからFTZですが、御承知のように今回統合化されましたが、那覇と中城湾を含めますと現在45社が入っています。出荷額は大体80億円、600人強が雇用されております。これは、沖縄振興策の目玉事業としてはやはりちょっと力が足りない。なぜそうなっているのかということなんですが、実はこのFTZからの出荷額の3割しか海外に出ていないんです。つまり、7割以上は国内向けに出荷しているわけです。

このFTZの真骨頂は、外—外取引なんです。外から原材料というか、中間材をもってきて完成品にして外に出す。これが、一番このFTZが制度を生かすための有効な方法なんです。それができていないために、せっかくつくったいい制度が活用されていないというところがあるんです。ですから、アジアのフロントランナーになるというわけですから、どんど

んアジアにFTZから出してほしい。県内産、FTZ内で加工したものを出してほしいと思っております。

それからもう一点ですが、優遇措置も随分よくなっておりますが、これは使い方を誤るとよく言われる「意図に反した誤用」（パーヴァイシブインセンティブ）を招く可能性があります。これはよくあることなんです。つまり、FTZ内の企業を優遇する余り、FTZ外の企業に不利益を与える。そういうことがあってはいけませんね。FTZ外の企業を差別してしまう。

今回、特に「専ら要件」が緩和されました。皆さん専ら要件というのは御承知かと思うのですが、FTZ内で主な事業をしている企業が外でも事業をできるようになったんです。もちろん、制限もあります。そうすると、ますます意図に反した優遇措置の誤用が出てくる可能性があります。これは十分、行政もウオッチしてほしいと思っています。

せっかく優遇措置がFTZを活性化するために強化されたのに、そのためにFTZ外の企業が衰退したのでは何のためのFTZかわからなくなってしまうということがありますので、目的と手段が逆にならないよう、この制度を活用してほしいということです。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。ほかにどうですか。御自由に御発言いただければと思います。

○開委員 すみません、どなたもいらっしゃらないので。

今の嘉数委員のお話と関連するところで、今回一括交付金を通じて国と県と市町村の連携というのはとても進んできた気がするので非常に喜んでいるところなのですが、官民の連携がまだ弱い気がしております。

民間が活性化しないと、また、活用できるような形じゃないと経済は振興しないというのを現場でとても実感するところです。国際物流でいうと、20年近く前になるのでしょうか、フェデックスが飛んで、すぐに撤退をしてしまったことがありました。原因はいろいろあるのでしょうかけれども、税制と以遠権の問題が当時話題になっていた気がいたします。

今回の地域指定においても、法制度で物流環境をどう整えるかということ、それからハードの整備だけではなくて、そこに進出してきたビジネスをする人たちが連携でき、場を生かせる仕組みづくりや環境づくりというのが必要かなということを実感いたします。

クルーズ船のターミナル整備を通じて見ても、観光業に携わる人や、観光振興の視点がハード整備に反映されない現実がありますし、どのようにして官民の連携をとっていくのか。国も県も市町村も含めて、皆で取り組んでいく必要があるような気がいたしました。以上です。

○伊藤会長 ありがとうございます。ほかに何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

では、どうぞ。

○謝花沖縄県企画部長 ありがとうございます。せっかくですので、先ほど藤沢委員から、全国もフロントランナーとして沖縄県の一括交付金に注目しているという御発言がござい

ました。評価についてもしっかりと提示いただきたいというのは、全くそのとおりだと思います。

私ども沖縄県では、市町村とも一緒になって、その後の自己評価をしっかりとやらなければならないと考えており、必要な措置を講じてまいりますので、引き続き、御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど地域指定について御審議いただき、御了承いただきましてありがとうございます。これも、沖縄県としてやはり臨空・臨港型産業の集積という形で、当真委員からもありましたけれども、シー・アンド・エアーという形でこの国際物流拠点における産業集積を図ってまいりたいと思いますので、今後とも御協力のほどお願いいたします。

あとは、官と民との連携が必要じゃないかという御意見がありましたけれども、大変ごもっともなことだと思っております。一括交付金の活用につきましては我々公務員だけではなく、広く企業の方々ともまた連携をしながらやっていかなければならないと考えておりますが、この一括交付金ですとかANAの物流貨物を契機として、実は民間同士、県外と県内の企業の連携というものも起こっております。

やはり県内企業だけではなく、県外の企業と連携しながらいかに事業展開をしていくかというような動きも出ておりました、そういった御相談もありますので、今後一括交付金、それから本日審議いただきました国際物流拠点の集積地域も活用しながら、しっかりと沖縄の振興につなげていくという視点で取り組んでまいりたいと思います。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○伊藤会長 ほかに何かございますか。

それでは、一通り御意見いただいたということにしまして、意見交換についてはこの辺りで終了させていただきたいと思っております。いろいろ御意見いただいたことは、今後に反映させていただければと考えております。

最後に島尻政務官より、閉会に当たりまして御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○島尻政務官 本日は闊達な御意見、あるいは御審議をいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思っております。

昨年の4月から始まりましたこの改正沖縄振興法について、あるいは跡地利用法もそうなんですけれども、その改正を策定した実務者としても大変に感謝を申し上げたいと思っております。

やはり、何はなかくとも実効性のあるものにしていかなければなりませんので、今後とも引き続き皆様方の御意見をちょうだいしたいと思っております。

また、今日もこの沖縄の振興を促進する上でさまざまな御指摘をいただきました。それを十分に考慮して、今後の施策にきちんと反映していくということだと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局からお願いします。

○馬場企画担当参事官 本日の議事録につきましては、従前どおり後日、各委員の皆様に御確認をいただいた上でホームページに公表する予定ですのでよろしくお願いをいたします。

また、本席の席上には沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄21世紀ビジョン実施計画が配付されておりますが、郵送させていただきますので、よろしくお願いします。

○伊藤会長 それでは、以上をもちまして「第22回沖縄振興審議会」を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。